■提案された「ごみ処理に関する取扱いに ついて」の主な調整案（一部抜枠）

## ［家庭系ごみの分別】

現行制度を維持する。なお，合併後統一が可能なものについては統一化に向けた検討を行

## 【ごみの集積所及び収集回数】

当分の間現行どおりとし，合併後において統一化に向けた検討を行う。ただし，可燃物の収集回数については，平成17年度から週2回に統一する。

## ［家庭系ごみ処理手数料（指定袋）及び粗大ごみ処理手数料】

当分の間現行どおり
とし，合併後において
統一化に向けた検討を行う。ただし，北野町 の可燃物指定袋につい ては，久留米市（可燃•不燃とも30R：25


円，18R ：15円）を基
本に統一する。直接搬入分の手数料については現行どおり各施設で定められた手数料とする。
【事業系ごみ（事業系一般廃棄物）の分別基準】
現行どおりとする。ただし，「家庭系に準し る基準」については，合併後早期に統一する。
【事業系ごみ（一般廃棄物）処理手数料（指定袋）】
当分の間現行どおりとし，直接般入分の手数料については，現行どおり各施設で定められた手数料とする。

提案された「下水道（生活排水・し尿）の取扱いについて」の主な調整案（一部抜枠）

## ［公共下水道及び農業集落排水事業の使用料】

合伊後当分の間は現行どおりとし，その間の早し時期に調整を図る。ただし，城島町が実施 している特定地域生活排水処理事業との調整に ついては，公共下水道区域設定時期等に検討を行う。

## ［公共下水道の受益者負担金•分担金］

久留米市（171円／1g）に合わせる。ただし田主丸町の第1期事業分については，同町の農業集落排水事業の分担金に合わせる。また，城島町が実施している特定地域生活排水処理事業で すでに設置が行われている分については，公共下水道区域設定時期等に負担金のあり方につい て検討を行う。農業集落排水については，当分 の間田主丸町に合わせるが，合併後新たに整備 する地区においては，事業着手前に検討を行う。【し尿汲み取り料金】
現在の料金を継続し，城島町及び三潴町が行 っている海洋投棄の禁止時に統一化を図る。



新市の花として提案された
コスモスと久留米つつじ


















 がて辤



